

個人情報保護法の改正について

個人情報保護法の改正により、令和5年4月から、国、地方公共団体、民間事業者等の個人情報保護制度が統合され、千葉市においても法の規定が適用されることとなりました。

Q1 千葉市の個人情報保護制度はどのように変わるの？

A1 千葉市の個人情報保護制度についても、個人情報保護法が適用され、千葉市個人情報保護条例は廃止されます。制度の根拠が条例から法になりますが、手続き等に大きな変更はありません。

取扱いに変更が生じる主なものは次のとおりです。

①開示決定等の決定期限：

個人情報の開示請求から 30 日以内に決定(延長する場合は 30 日以内)します。

(これまで、請求から 14 日以内に決定、延長は 46 日以内で、延長と合算した期間(60 日)に変更はありません。)

	決定期限	延長
令和 5 年 3 月まで	請求から 14 日以内	46 日以内 (合計 60 日)
令和 5 年 4 月から	請求から 30 日以内	30 日以内 (合計 60 日)

②開示請求ができる者：

任意代理人からの請求が可能となります。

(これまで、個人情報の開示請求は、特定個人情報(マイナンバー)に係る請求に関してのみ任意代理人が認められていましたが、そのほかの請求には認められていませんでした。)

③個人情報の取扱いのルール：

個人情報保護法の下に一元化され、国や他の地方公共団体と同じものになります。

個人情報の例外的な取扱いについて審議会の意見を聴く等、市独自に定めていたルールは廃止され、今後は法律の定めるルールに基づき取り扱われることになります。

※なお、個人情報の開示を行った場合の写しの交付(コピー代)に要する費用に変更はありません。

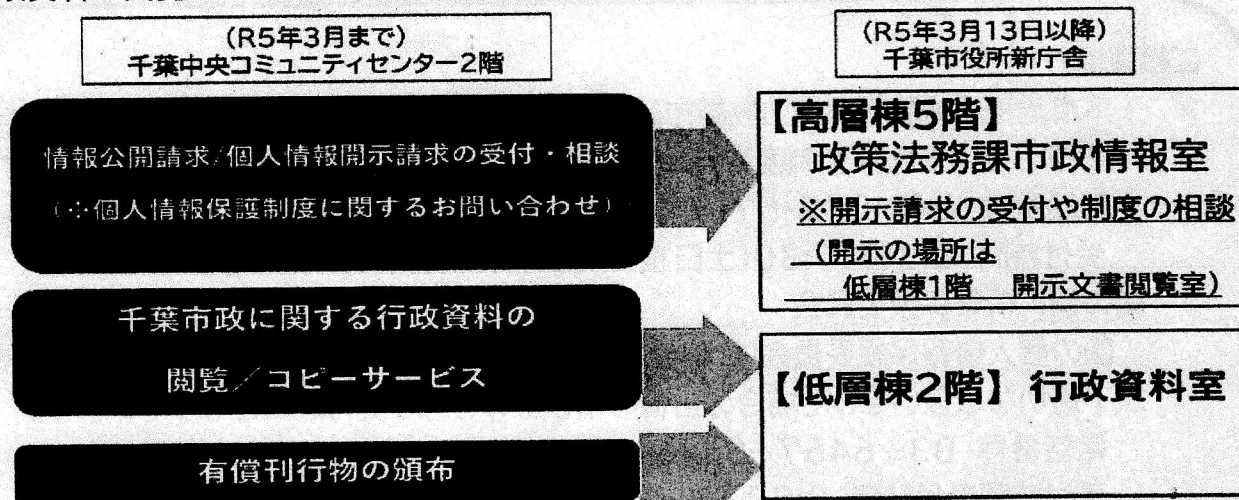
Q2 個人情報開示請求の窓口は？

A2 新庁舎への移転に伴い、公文書開示請求・個人情報開示請求の窓口が変更になりました。

開示請求を行う場合は市役所高層棟5階の政策法務課市政情報室にお越しください。

(郵送での請求も可能です。)

行政資料の閲覧やコピーサービスは、低層棟2階の行政資料室で実施しています。



Q3 個人情報の適正な取扱いについて、町内自治会が対応すべき

ことは？

A3 町内自治会も「個人情報取扱事業者」として法の適用を受けます。

町内自治会活動を行うに当たって、個人情報を取得する場合には、

- ・ 利用目的を特定し、あらかじめ明示すること、
- ・ パスワードや施錠等により、個人情報を安全に管理すること、
- ・ 第三者に個人情報を提供する場合は、法令に基づく場合や、災害時の安否確認などを行う場合等を除き、事前に本人の同意を得ること。

などが必要になります。

【法改正に対応し、町内自治会ハンドブック及び町内自治会規約の記載例を改正しました。】

主な内容 ・規約の記載例に、利用停止請求等について追記
・個人情報の漏えい等があった場合の個人情報保護委員会への報告・
本人への通知等についての QA を追記

※ 詳細は、「千葉市 町内自治会ハンドブック」で検索

もっと
詳しく

個人情報の取扱い上注意すべきポイントについて、政府広報作成の動画をご紹介します。

「名簿を作るときに知ってほしい個人情報保護のチェックポイント(マンション管理組合・PTA・自治会編)」

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg24648.html>

Q4 個人情報の紛失・漏えい等があった場合の対応は？

A4 個人情報取扱事業者において 1000 人以上の個人情報を紛失・漏えい等した場合や、病歴、障害や健康診断等の結果に関する情報など、取扱いに特に配慮を必要とする情報(「要配慮個人情報」といいます。)を紛失・漏えい等した場合などは、国の個人情報保護委員会に報告を行うとともに、本人への通知を行うことが必要となります。

このようなことが発生した場合は、各区の地域づくり支援課又は市政情報室にお知らせください。

ご相談は・・・

➤ 千葉市総務局総務部政策法務課市政情報室

本市の個人情報保護制度や万一漏えい等があった場合のご相談をお伺いします。

電話番号 043-245-5717

受付時間 8:30-17:30(土日祝日及び年末年始除く)

➤ 国の個人情報保護委員会

国の個人情報保護委員会は、制度の一般的なご説明のほか、個人情報取扱事業者が不適切な取扱いをした場合の苦情の申し出等を行う受付窓口となっています。

電話番号 03-6457-9849

受付時間 9:30-17:30(土日祝日及び年末年始除く)